

豊明市空き店舗活用事業費補助金交付制度

豊明市は、市内に既存する商店街（商店集積地）の空き店舗を活用して集客や賑わいの創出のための施設を開設する事業に係る費用の一部を助成します。

1 補助限度額

補助対象額 補助対象額の1/2以内（上限50万円）

予算額に達した時点で終了

2 補助対象の要件

補助対象者

- ① 商店街振興組合又は事業協同組合を組織している商店街
- ② 10店舗以上で組織する任意の商業団体に規約等を有するもの
- ③ ②に掲げる商業団体を構成員とする連合組織で規約等を有するもの
- ④ その他市長が適当と認める団体

補助対象施設

- ① 空き店舗を中心に半径100m以内に5店舗以上の商店が集合している区域
- ② 過去に商店、事務所として使われていて1ヶ月以上利用されていない施設
- ③ アンテナショップ、展示場、イベントスペースなど商店街の活性化に役立つ施設

補助対象事業

- ① 店舗の1階部分で主な活動を行うもの
- ② 週5日以上営業し、客が直接店舗に来るもの
- ③ 空き店舗の借上げに係る契約期間が1年以上あるもの

補助対象経費

店舗の整備費及び補助金交付申請を行った年度における家賃（敷金、礼金、共益費等の賃貸料に付随する経費は除く。）

補助対象期間

事業を開始した年度

申請の流れ

